

三 オンライン資料の性質及び公衆に利用可能とされ、又は送信された目的に鑑み前項の目的の達成に支障がないと館長が認めた場合
四 その他館長が特別の事由があると認めた場合
合

館長は、第一項の規定による提供又は前項第一号の承認に係るオンライン資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。
第一項の規定によりオンライン資料を提供した者(以下この項において「提供者」という。)に対しては、館長は、その定めるところにより、同項の規定による提供に関し通常要すべき費用に相当する金額を交付する。ただし、提供者からその交付を要しない旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。

別表第一株式会社日本政策金融公庫の項の次に次のように加える。
原子力損害賠償支援機構
原子力損害賠償支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)

附則
第一條 この法律は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。
(提供の免除)
第二條 この法律による改正後の国立国会図書館法(次条において「新法」という。第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法)によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器(以下「閲覧等機器」という。)が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の交換を必要とするようオンライン資料を交換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。)が付されているものについては、当分の間、館長の定めるところにより、同項の規定にかかわらず、その提供を免

ずることができる。

(経過措置)
第三條 新法第二十五条の四第一項の規定は、この法律の施行後に公衆に利用可能とされ、又は送信された同項に規定するオンライン資料について適用する。
(著作権法の一部改正)
第四條 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第四十二条の四の見出し中「インターネット資料」の下に「及びオンライン資料」を加え、同条第一項中「いう。」の下に「又は同法第二十五条の四第三項の規定により同項に規定するオンライン資料」を、当該インターネット資料の下に「又は当該オンライン資料」を加え、同条第二項を次のように改める。
2 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる資料を提供するために必要と認められる限度において、当該各号に掲げる資料に係る著作物を複製することができる。
一 国立国会図書館法第二十四条及び第二十条の二に規定する者 同法第二十五条の三第三項の求めに応じ提供するインターネット資料
二 国立国会図書館法第二十四条及び第二十条の二に規定する者以外の者 同法第二十五条の四第一項の規定により提供する同項に規定するオンライン資料
(調整規定)
第五條 この法律の施行の日が著作権法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)中第四十二条の三を第四十二条の四とし、第四十二条の二の次に二条を加える改正規定の施行の日である場合には、前条のうち著作権法第四十二条の四の見出しの改正規定中「第四十二条の四」とあるのは、「第四十二条の三」とする。

総務大臣 川端 達夫
文部科学大臣 平野 博文
内閣総理大臣 野田 佳彦

平成二十四年六月二十二日
内閣総理大臣 野田 佳彦

御名 御璽

法律第三十三号

死因究明等の推進に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条 第五条)
- 第二章 死因究明等の推進に関する基本方針(第六条)
- 第三章 死因究明等推進計画(第七条)
- 第四章 死因究明等推進会議(第八条 第十五条)
- 第五章 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明のための制度についての検討(第十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国において死因究明(死体(妊娠四日以上)の死胎を含む。以下同じ。)に
ついて、検案、検視、解剖その他の方法によりその死亡の原因、推定年月日時及び場所等を明らかにすることをいう。以下同じ。)及び身元確認(死体の身元を明らかにすることをいう。以下同じ。)(以下「死因究明等」という。)の実施に係る体制の充実強化が喫緊の課題となつてい
ることに鑑み、死因究明等の推進に関する施策
についてその在り方を横断的かつ包括的に検討
し及びその実施を推進するため、死因究明等の
推進について、基本理念、国及び地方公共団体
の責務並びに施策の基本となる事項を定めると
ともに、必要な体制を整備することにより、死
因究明等を総合的かつ計画的に推進することを
目的とする。

第二条 死因究明等の推進は、死因究明が死者の生
存していた最後の時点における状況を明らかに
するものであることに鑑み、死者及びその遺族
等の権利利益を踏まえてこれを適切に行うこと
が生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるも
のであるとの基本的認識の下で行われるものと
する。
(死因究明等の推進に関する基本理念)
第三条 死因究明等の推進は、死因究明が死者の生
存していた最後の時点における状況を明らかに
するものであることに鑑み、死者及びその遺族
等の権利利益を踏まえてこれを適切に行うこと
が生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるも
のであるとの基本的認識の下で行われるものと
する。

2 死因究明の推進は、高齢化の進展等の社会情
勢の変化を踏まえつつ、人の死亡が犯罪行為に
起因するものであるか否かの判別の適正の確
保、公衆衛生の向上その他の死因究明に関連す
る制度の目的の適切な実現に資するよう、行わ
れるものとする。
3 身元確認の推進は、身元確認が、遺族等に死
亡の事実を知らせること等を通じて生命の尊重
と個人の尊厳の保持につながるものであると
も、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に
資するものであるとの基本的認識の下で行われ
るものとする。
(国の責務)
第三条 国は、前条に定める死因究明等の推進に
関する基本理念(次条において単に「基本理念」と
いう。)にのっとり、死因究明等の推進に関す
る施策を総合的に策定し、及び実施する責務を
有する。
(地方公共団体の責務)
第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、
死因究明等の推進に関し、国との適切な役割分
担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況
に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有
する。
(連携協力)
第五条 国、地方公共団体、大学、医療機関、関
係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に
関係する者は、死因究明等の推進に関する施策
が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りな
がら協力しなければならない。
第二章 死因究明等の推進に関する基本方
針
第六条 死因究明等の推進に関して、重点的に検
討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げ
るところとする。
一 法医学に関する知見を活用して死因究明を
行う専門的な機関の全国的な整備
二 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備
三 死因究明等に係る業務に従事する警察等
(警察その他のその職員が司法警察職員として
死体の取扱いに関する業務を行う機関をい
う。次号において同じ。)の職員、医師、歯科
医師等の人材の育成及び資質の向上
四 警察等における死因究明等の実施体制の充
実
五 死体の検案及び解剖の実施体制の充実

六 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断（磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置を用いて、死体の内部を撮影して死亡の原因を診断することをいう。）その他死因究明のための科学的な調査の活用

七 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

八 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

九 死因究明等の推進に関する施策は、死因究明等に係る人材の育成、施設等の整備及び制度の整備のそれぞれについて、前項の施策の総合性を確保しつつ、段階的かつ速やかに講ぜられるものとする。

第三節 死因究明等推進計画
第七條 政府は、死因究明等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に定める死因究明等の推進に関する基本方針に即し、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた死因究明等推進計画を定めなければならない。

第八條 内閣府に、特別の機関として、死因究明等推進会議（以下「会議」という。）を置く。

第九條 会議は、会長及び委員二十人以上をもつて組織する。

第十條 会長は、内閣官房長官をもって充てる。会長は、会務を総理する。

（委員）
第十一條 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
一 内閣官房長官以外の國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二 死因究明等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
前項第一号の委員は、非常勤とする。

（資料提出の要求等）
第十二條 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（会議の運営の在り方）
第十三條 会議の運営については、第十一條第一項第二号の委員の有する見識が積極的に活用され、委員の間で充実した意見交換が集中的に行われることとなるよう、配慮されなければならない。

（事務局）
第十四條 会議の事務を処理させるため、会議に事務局を置く。

第十五條 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第十六條 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明のための制度については、その特殊性に鑑み、政府において別途検討するものとする。

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（この法律の失効）
第二條 この法律は、施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。

（内閣府設置法の一部改正）
第三條 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二條第三項の表に次のように加える。

附則第四條の二に次の一項を加える。

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽
平成二十四年六月二十二日
内閣総理大臣 野田 佳彦

法律第三十四号
警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律

（目的）
第一條 この法律は、警察等（警察及び海上保安庁をいう。以下同じ。）が取り扱う死体について、調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置に関し必要な事項を定めることにより、死因が災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼすものであることが明らかとなった場合にその被害の拡大及び再発の防止その他適切な措置の実施に寄与するとともに、遺族等の不安の緩和又は解消及び公衆衛生の向上に資し、もって市民生活の安全と平穩を確保することを目的とする。

（礼意の保持）
第二條 警察官は、死体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意しなければならない。

（遺族等への配慮）
第三條 警察官は、死体の取扱いに当たっては、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮をしなければならない。

（死体発見時の調査等）
第四條 警察官は、その職務に関して、死体を発見し、又は発見した旨の通報を受けた場合には、速やかに当該死体を取り扱うことが適当と認められる警察署の警察署長にその旨を報告しなければならない。

警察署長は、前項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は変死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

警察署長は、前項の規定による調査を実施するに当たっては、医師又は歯科医師に対し、立会い、死体の歯牙の調査その他必要な協力を求めることができる。

（検査）
第五條 警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪捜査の手術が行われる死体を除く。以下「取扱死体」という。）について、その死因を明らかにするために体内の状況を調査する必要があると認めるときは、その必要限度において、体内から体液を採取して行う出血状況の確認、体液又は尿を採取して行う薬物又は毒物に係る検査、死亡時画像診断（磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置を用いて、死体の内部を撮影して死亡の原因を診断することをいう。第十三条において同じ。）その他の政令で定める検査を実施することができる。